

京都市告示第 63 号

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、精華町との間において、消防指令業務に関する事務を処理するために共同設置された内部組織の職員の給料及び手当の支給に係る事務の委託に関する規約を次のとおり定めます。

令和 8 年 4 月 7 日

京都市長 松井孝治

京都市と精華町との間の消防指令業務に関する事務を処理するために共同設置された内部組織の職員の給料及び手当の支給に係る事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第 1 条 地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、京都市（以下「甲」という。）は職員（同法第 252 条の 7 第 1 項の規定に基づき共同して設置する消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の職員であって、当該内部組織の職員として選任をされる日の前日から引き続き精華町（以下「乙」という。）の職員であるものに限る。）の給料及び手当（退職手当を除く。）の支給に関する事務及びこれに付随する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

(管理及び執行の方法)

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例の定めるところによる。

(経費の負担)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定めるものとする。この場合において、乙は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付しなければならない。

(協議)

第 4 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、甲が告示で定める日から施行する。

(消防局総務部総務課)